

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録

＜第 35 号＞

令和 8 年第 1 回 沖縄県議会（2 月定例会）閉会中

令和 8 年 4 月 30 日（木曜日）

沖 縄 県 議 会

ワシントン駐在問題調査特別委員会記録＜第 35 号＞

開会の日時

年月日 令和 8 年 4 月 30 日 木曜日
開 会 午前10時 0 分
散 会 午後 2 時19分

場 所

第 2 委員会室

議 題

1 証人尋問について

出席委員

委 員 長	西 銘 啓史郎
副 委 員 長	仲 里 全 孝
委 員	宮 里 洋 史
委 員	徳 田 将 仁
委 員	新 垣 淑 豊
委 員	下 地 康 教
委 員	大 浜 一 郎
委 員	上 原 快 佐
委 員	玉 城 健一郎
委 員	新 垣 光 栄
委 員	仲宗根 悟
委 員	高 橋 真
委 員	瀬 長 美佐雄

委員 比嘉瑞己
委員 当山勝利

欠席委員

なし

証人尋問のため出席した者の職・氏名

(証人)

平安山 英雄

○西銘啓史郎委員長 ただいまから、ワシントン駐在問題調査特別委員会を開会いたします。

ワシントン駐在問題に係る証人尋問についてを議題といたします。

本日の証人として、平成27年度及び平成28年度、ワシントン駐在初代所長平安山英雄氏に出席をお願いしております。

平安山証人からは、質問確認のための筆記用具の使用について申出がありましたので、委員長としてこれを許可したことを御報告いたします。

これより、平安山英雄氏への証人尋問を行います。

平安山証人におかれましては、本日は御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。本委員会の調査のために、御協力のほどお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。

証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。

これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げます場合には、これを拒むことができます。

すなわち、証言が証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者が刑事訴追を受け又は有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、又はこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、

祈祷又は祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術又は職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨の申出をお願いします。

基本的にそれ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑又は10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人又は証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人又は証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項につき尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処せられることになっております。

以上のことについて、御承知おきください。

それでは法律の定めるところにより、証人に宣誓を求めます。

傍聴者を含む、全ての皆様の御起立を願います。

平安山英雄証人、宣誓書の朗読をお願いします。

○平安山英雄証人 宣誓。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事もつけ加えないことを誓います。令和8年4月30日平安山英雄。

○西銘啓史郎委員長 証人は、宣誓書に署名・捺印願います。

他の皆様も、どうぞ御着席ください。

この際、証人に申し上げます。証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度、委員長の許可を得てから行うようお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。

証人は、自己の経験によって知り得た事実について、記憶を元に証言するものであることから、証人が直接経験しなかった事実や意見についての陳述を証人に対して求めることのないよう、御留意願います。

また、委員の発言の際は、威圧的な用語や表現を用いたり、証人を侮辱し又

は困惑させるような質問とならないよう、証人の人権に十分御配慮願います。

次に、尋問の方法等について、休憩中に改めて確認いたします。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から訊問の方法等について説明・確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

これより平安山証人から証言を求めます。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から尋問を行うことにいたします。

まず、あなたは平安山英雄さんですか。

○平安山英雄証人 そうです。

○西銘啓史郎委員長 次に、職業、生年月日をお述べください。

○平安山英雄証人 現在、———で———を営んでおります。生年月日は———です。

○西銘啓史郎委員長 それでは、順序に従って各委員からの尋問を行います。
徳田将仁委員。

○徳田将仁委員 平安山さん、本日もまたよろしくお願いいたします。

最初にお聞きしたいんですけど、前回証人として呼ばれてから、本日また証人として呼ばれるまでの間ですね、県庁職員からの接触とか何かしらのレクというところがあったのかどうか、お答えお願いいたします。

○平安山英雄証人 全くございません。

○徳田将仁委員 分かりました。ありがとうございます。

それではですね、これまで様々な方から聞き取りをした中で、再度質問をしていきたいと思えます。平安山さんが所長時代に、山里副所長がD C オフィス社がですね、この株式会社形態、このC コーポレーションを設立するとコア社にゴーサインを出したことは平安山さんは認識していますか。

○平安山英雄証人 全く認識しておりません。と申しますのは、私は、このワシントン事務所が、当然、4月1日私がワシントンに赴任した時点で設置されているものと認識をしておりまして。というのは、私は、当時の翁長知事から、参事監、部長クラスの職務を拝命して、ワシントンに事務所を設置するので、その所長として赴任をしてくれということでございますので、私は当然、沖縄県は事務所を設置して、私はその所長として赴任をしたものと認識をしておりまして、2015年の4月1日から2017年の3月31日まで、沖縄県の参事監、部長クラスとして職務を全うして帰国いたしました。

○徳田将仁委員 平安山さんが就任されたのが4月1日ということで、しかしこの今話をした山里さんがゴーサインを出したのが、たしか5月1日なんですね、ウェブ会議が1日です。それ終わった後にゴーサインを出していますね。その中で、平安山さんはこの法人形態の形式決定に関与はしていないという話を今受けたんですけど、山里副所長との調整というのは、所長として、所長と副所長の調整は一切なかったのですか。

○平安山英雄証人 私の認識、理解では、私は、このワシントン事務所というものが、沖縄県の事務所として設置できないということは当時知りませんでした。これは2年前に学習をして、沖縄県は、アメリカ合衆国において、沖縄県の事務所を設置することはできないということを学びました。日本国で唯一、アメリカ合衆国に事務所を設置できるのは、日本の外務省だけです。経済産業省たりともほかの省庁も全て事務所を設置することはできません。私の知る限りでは、経済産業省はジェットロに職員を派遣して、その職務を担わせているという理解でございます。

○徳田将仁委員 その当時に就任したときは、沖縄県の駐在として置けないとというのは知っていたという認識ですか。

○平安山英雄証人 その当時は分かりません。恐らく知事も知ってなかったと思います。

○徳田将仁委員 それで山里副所長がゴーサインを出したわけですけど、本来なら所長が責任、統括責任者としてですね、ゴーサインを出すべきだと思うんですけど、そこら辺いかがですか。

○平安山英雄証人 山里副所長が知識もなくゴーサインを出せるかどうか私は大きく疑問に思います。というのはですね、僕はこれは2年前に知ったことですが、アメリカ合衆国ワシントンDCの弁護士さえ、この事務所が簡単に設置できるものではないと、最初国務省ですかね、ノン・プロフィット・オーガニゼーション、NPOとして申請したけれども、駄目だと断られ、これは金銭的なサービス、物品を提供するわけではないけれども、沖縄県の利益のために事務所を設置するので、ノンプロフィットにはならないということで却下されたというふうに僕はメディアを通して知りました。

それで、当然、私はその時点では、沖縄県が、ワシントンに事務所、直接設置できないということは知りませんでした。

○徳田将仁委員 平安山所長は、特にその当時の知事や副知事とか、そういった方々とよく連絡を取っていたという証言があるんですね。その中で、山里さんも、このウェブ会議も経て、今回Cコーポレーションでいきたいという県庁の指示に従って、ゴーサインを出しているわけですよ。そのゴーサインを出したのは、県庁のどなただと平安山さんは承知していますか。

○平安山英雄証人 私は知事だと思います。これは私は確認はしておりませんが、知事以外、あるいは知事公室長以外に、責任を持ってゴーサインを出せる立場にある人はいないと思います。

○徳田将仁委員 その中で、このウェブ会議も含めてですけど、県庁側がこのCコーポレーションで出してこれは株式会社だと分からないと言っていたんですね。その認識を県側が持っていること自体、疑問に思わないんですか。

○平安山英雄証人 疑問に思いますね。これは、沖縄県知事が、県知事の政策として、ワシントンに事務所を設置するという政策決定、これは知事の政策決定ですね。それをして、アメリカの弁護士事務所と契約をされて、法律に従って、この事務所を設置して、沖縄県の職員の受皿として事務所が設置されて、仕事ができるように取り計らってくれということを、アメリカの弁護士事務所に相談したものだとは私は認識をしております。

○徳田将仁委員 これまでの聞き取りの中でですね、現地弁護士であるダニエル・S・クラカワー氏の証言で、平安山さんがこの沖縄県を代表する正当な権

限を有していたという証言があったんですね。その権限を持って現地弁護士とお会いしたんですか。

○平安山英雄証人 私がですね、クラカワー氏にお会いしたのは、僅かの時間、ワシントンコアの中阪社長に案内されて、シュルマン・ロジャースの事務所を訪問して、そのときに名刺交換をした記憶がございますが、その中で具体的に設置についてお話をしたとかそういう記憶はございません。

○徳田将仁委員 そこで、クラカワー弁護士は株式会社のこの定款をつくって、そこでサインをして平安山さんも代表者として、本人がサインをしたと証言があったんですけど、それは事実ですか。

○平安山英雄証人 確かに私も、私のサインがあることは確認をしました。ところが、私はこの内容を全て理解をして、弁護士から、これは株式会社ですよという説明を受けてサインしたのではなくて、法人設立に必要な書類なので、署名をしてくれということでしたので、私はワシントンコア社の中阪社長を信頼し、さらに弁護士である——当時クラカワー氏という名前も頭にありませんでしたが、その弁護士が指示するのであれば、これは法人手続を進める上で必要な署名なのでということで署名をしました。

○徳田将仁委員 では、契約内容自体は自分で確認して理解していたというわけではないということでしょうか。

○平安山英雄証人 ありません。

○徳田将仁委員 これは公金契約となると思うんですね。それを所長として、把握せず進めたという認識では少しおかしいのかなと思うんですけど。その確認というのは、所長が行わないとするのであれば、その確認はどなたが行うと認識したんですか。

○平安山英雄証人 当然、県知事か県の知事公室だと思います。

○徳田将仁委員 それでは、この県庁側からですね、事前にこういった説明とか指示があってその指示に基づいて判断してサインとしたという、作業をしたという認識でしょうか。

○平安山英雄証人 私のワシントンの勤務中は全て県知事、県の指示に従って私は職務を全うしております。

○徳田将仁委員 それではちょっと調査活動費の飲食費のお話をしたいんですけど、それが含まれていた事実は認識していますか。

○平安山英雄証人 もちろん、認識をしております。

○徳田将仁委員 支出について、事前に規準とかルールというのは定めてあったのでしょうか。

○平安山英雄証人 私は当然、山里主幹が県の職員として長年勤務をしておりますので、県の規約に従って、そして情報収集、情報発信という必要なミーティングとして、この食事の会を設定いたしました。というのは、沖縄県ですね、日本国の一地方の自治体から派遣された部長がですね、アメリカの政府の機関、あるいはワシントンのシンクタンクとお会いするというのは彼らにとって全く興味のないことです。

ところが、お昼時間とか夕食時間であれば、時間を取れることはありますので、その中で、私は、沖縄の抱えている実情をしっかりとお伝えしたつもりでございます。

○徳田将仁委員 では基準に関しては、信頼している山里副所長の裁量で公金支出ができていたという認識を持っていたってことでよろしいですか。

○平安山英雄証人 そのとおりでございます。さらに毎月毎月、沖縄県は当然、私の支出に関しては厳しくチェックをされていると思います。年間私の勤務している間そのような問題点は一度も指摘されておられません。

○徳田将仁委員 このワシントン事務所の人事権とかですね、そういったものは平安山さんが持っていたんですか。

○平安山英雄証人 一切人事権はございません。

○徳田将仁委員 駐在の業務指示や日程というのはどなたが作成していたの

か、所長が作成していたのか、それとも県が作成していたのか。

○平安山英雄証人 私はどうこういう人にお会いしますということで、県には、相談をしながら、お会いをして、さらにお会いした皆さんとの内容については、毎月ですね、私は最低で20ページ、これは報告書として知事に報告をしております。そういうことでございますので、県知事、県知事公室とも相談をしながら、この面談については設定をしたつもりです。

○徳田将仁委員 毎月20ページの、2年間のものが県庁には保管されているという認識でよろしいでしょうか。

○平安山英雄証人 私は当然あるものと思います。

○徳田将仁委員 最終的にですけど、このワシントン事務所の権限は平安山所長にはなかったと認識していいのか、そして重要事項については、もちろん最終的な判断主体は全て県庁にあったと理解してよろしいですか。

○平安山英雄証人 当然これは沖縄県知事が設置して、沖縄県知事公室の管理の下に運営されていることでございますので、そのような認識です。

○徳田将仁委員 県庁の指示に反してですよ。反して、独自に重要判断を行うことは現実的に可能でありましたか。

○平安山英雄証人 全く不可能だと思います。

○徳田将仁委員 最後に聞きたいんですけど、平安山さんは本庁の基地対策課長兼参事、そして、辺野古新基地建設問題対策課長、そして秘書課長、広報課長はあなたの直接の部下であって、そして駐在の業務に関して具体的な指揮、命令監督を行う立場にありましたか。

○平安山英雄証人 全くございません。逆にですね、課長から私はいろんな指示を受けて、私は部長クラス参事監なのに、この課長からあれは駄目これは駄目とかいう話をされたことはあるように記憶しております。

○徳田将仁委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

仲宗根悟委員。

○仲宗根悟委員 平安山さんよろしく願いいたします。

今、徳田委員とのやり取りの中で改めて確認したいんですが、これもいらっしやったときも何回か確認しているんですが、契約書の署名についてなんですが。以前、その子会社あるいはその法律事務所との契約をサインされた際には、全幅の信頼を置いて、何も疑う余地もなく、自分自身はサインをしたんだというようなお話をされておりました。コア社あるいは米国の法律事務所そのものというのは、委託先というふうな位置づけからしますとですね、平安山さんが所長に就かれる以前からしっかり県の取組として、子会社を選ぶんだと、あるいはこの法律事務所を選定するんだというような内容の中で、所長に就かれて、必要な書類はこうこうですというところで、現地のほうでサインを促されてサインされたというふうに思うんですが、契約書の内容そのものというのは、先ほど県がしっかり確認されているものだということ自分で自分自身はされたというようなお話されているようなんですが。ただ、検証委員会の報告書を見ますとですね、サインするその証明する行為そのものが、県の委任を受けて、代理権を示すような書類は委員会のほうへは提出されていないんですというような位置づけをされているんですよね。そのことについてはどうお考えなんですか。

○平安山英雄証人 契約書に関してどう契約するかは分かりませんが、恐らく、沖縄県と法律事務所との契約ではないかと思います。私はですね、アメリカの法律事務所が、署名権限のない者が署名をした書類が有効であるなどということは全く彼らは想定していないはずで。当然、代理権を持って、知事あるいは知事公室の指示を受けて署名をしている。そういう署名なので有効であると。それで有効なので——これは私が金銭を支払ったわけではなくて、沖縄県は有効だから、その後、契約に従って、弁護士事務所なり、あるいはワシントンコアなり、その他必要なところに、支出をしているものだとは私は認識しております。

○仲宗根悟委員 平安山さんの署名は、検証委員会としては代理権授与文書はないというような位置づけしていますが、しっかり所長として署名をさせる行為そのものというのは、もう既に、権限を持っているものとして相手も認識し

ているし、県も認識しているというような理解でよろしいのでしょうか。

○平安山英雄証人 そのとおりでございます。私としては、当然、これは沖縄県から、これは必要な契約書、いわゆる沖縄県やクラカワー弁護士もおっしゃっておりますが、これは私とクラカワー氏の契約ではなくて、沖縄県とクラカワー氏の直接の契約であるということをお話をされておりますので、そのとおりだと思いますので、これは沖縄県を代理してたまたま私が物理的にワシントンにおりますので、知事あるいは知事公室に代わって署名をしたという、私の理解でございます。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
高橋真委員。

○高橋真委員 平安山証人、本日はよろしくお願いいたします。

証人は以前、委員会、先ほどの質疑の答弁でも、全て知事または知事公室の指示の下活動をしている、個人の裁量で署名サインするはずがないと御証言をされております。つまり御自身の個人的な独断では動くお立場ではなく、常に県本庁の指示や方針に従って一公務員として誠実に職務を遂行されていた、そういう御認識でしょうか、御伺いいたします。

○平安山英雄証人 全くそのとおりでございます。

○高橋真委員 ありがとうございます。

そういたしますと、赴任直後の大変お忙しい時期に、法人設立に係る書類等に署名をされた件につきましても、証人が御自身の独断で勝手に進められたわけではないですね。お伺いいたします。

○平安山英雄証人 全くそのとおりでございます。私の独断でできるはずありませんし、また付け加えて申しますとですね、赴任間もなく、4月1日に赴任しまして知事が訪米をするということで、私どもはできるだけ知事には、ワシントンでしかるべき重要な方々とお会いしてほしいということで、マケイン上院軍事委員長、コ克蘭歳出委員長、こういった主だった方々、上院下院の先生方とのアポを取る、もうこれだけでも大変な作業でした。そういう慌ただしい中、この設立について私は法的な知見も全くございませんし、これは、法律事務所にお任せする以外は全くありませんでした。

○高橋真委員　ということは、県本庁からの指示、あるいは明確な御了解、そういう御相談の下行われた対応だったと理解してもよろしいでしょうか。

○平安山英雄証人　そのように理解して結構です。

○高橋真委員　今回事務所の立ち上げや知事の初訪米の準備など、当時は本当に御多忙であったと推察をいたします。そうした状況下において、証人は当時、知事や沖縄県の知事公室長といった県のトップ層とですね、お電話で頻繁に御相談をされていたと伺っております。先ほど、県の指示や了解の下とお答えいただきましたが、やはりこういった法人設立の書類にサインをするといったこのような重大な対応、そういったもろもろについては、相談をしたりして、常日頃そのトップ層と相談をしていたという認識でよろしいのでしょうか。

○平安山英雄証人　この事務所設置に関しましての相談というのはほとんどありません。知事とはですね、知事訪米についてこの知事の日程がこういうふうに進んでおりますよという報告であったりとか、あるいは知事から私はこういう人に会いたいですよという要望を聞いて、それでそれに従って我々はアポイントメントをセットするということで、法律的なこの設置の相談については、私は全く知見がございませんし、恐らく知事もですね、ワシントンの法律についての知見というのは持ち合わせていなかったんじゃないかと僕は推測します。

○高橋真委員　ということは、様々あったと思うんですけど、当時はばたばたしていたということもあって、具体的にそういった相談も含めていわゆる平安山証人自身は県の御指示の下で職務を遂行していたということには間違いはないのでしょうか、お伺いいたします。

○平安山英雄証人　そのとおりでございます。

○高橋真委員　率直にお答えいただきありがとうございます。具体的なやり取りの部分も含めてではあるんですけど、実態としては、いわゆる県の指示の下にあった、要するに県の管理監督の下にあって、忠実に動かれたという御認識だと思っているんですけど、今回県の執行部のほうはですね、この法人設立や署名については、いわゆる本庁から指示したり権限を委任した事実はないと。

そして、駐在職員が、いわゆる誤認して作業した可能性があるというふうな証言をしているんです。一公務員として県の指示の下で職務を全うされた、いわゆる証人の御認識からすると、この県の説明は違和感を持つものでしょうかお伺いいたします。

○平安山英雄証人 当然違和感を持ちます。誰が私にそういう権限がないとか、あるいは独断でやったというふうに言っておられるんです。県の知事ですか。知事がそう言っているわけですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、高橋委員から委員会のやり取りの中で、そのような答弁があったと説明した。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 私は知事が、そのように言っているであれば、私はその職務を逸脱して行為をしたのではないかと思います。私の認識では、私は全て知事、知事公室の指示の下に動いておりますので、そういった全く独断と偏見、そういうもので契約をしたり、あるいは職務をしたりということはございません。

○高橋真委員 証人の答弁を受けまして、やはり現場に責任を押しつける、そういった県の執行部のこういう体質というのがすごく、確定をするんだなということを確認させていただきました。個人的にこの一連の手續に関してですね、この現場の独自の判断ではなく、当時の知事や県幹部による明確な指示や御了解、そういった御相談の下に進められた。そういった県としての組織的な対応があったと整理をさせていただきたいのですが、証人いかがでしょうか。

○平安山英雄証人 私は、沖縄県は、アメリカのワシントンの法律事務所に法を遵守して、そして受皿として事務所を設置して、沖縄県の職員を事務所に迎え入れることができるようにしてくれというふうに頼まれて、この事務所を設置したものと私は考えております。当然、沖縄県がワシントンに県としての事務所を設置することはできないわけですから、これは何らかの形で、受皿とし

ての事務所が必要であろうということは、私も薄々は感じていました。というのはですね、沖縄県は中国には、北京、上海、香港、3つの事務所があるので、山里君にも、何で沖縄県は中国に3つの事務所があるのに、ワシントンの事務所は簡単にできないのかと質問をしたことがあります。山里君は、中国の事務所は経済活動を振興するために設置されたもので、ワシントン事務所は経済活動の振興を主目的としているものではないので、中国と同じような事務所を設置できないと思います。彼も法律の専門家じゃないので、思いますというレベルだと思いますが、そのような認識でございました。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 平安山さん、よろしくお願いいたします。

○宮里洋史委員 先ほど来、委員の質疑の中で、やはり知事公室、知事の指示の下行っていたと。それはもう明確に私に権限があるわけではないのでという、答弁されておりますけれども、やはり我々もあれからいろいろな調査を重ねました。やはりこの大枠の指示というよりもですね、都度都度の相談をするということはされていたのだと思いますが、例えばシュルマン・ロジャースとのサインなんですけれども、これはサインされているので、平安山さんが直接契約した、主体だったということ認識は間違いないですよね。最終的には県なんですけど、そのサイン自体は。

○平安山英雄証人 サインしたことは私も自分の署名であることを確認しましたので間違いありませんが、私の独自の権限でもって署名したという認識は全くありません。

○宮里洋史委員 このサインなんですけれども、中阪社長と弁護士さんを信頼して書いたということなんですけれども、それは県にはどのように報告されていました。

○平安山英雄証人 県に報告するというより、県が、これは、沖縄県とシュルマンロジャースあるいはクラカワー弁護士との契約でございますので、県がこれは把握しておくべきでありまして、ワシントン事務所長の私が沖縄県にどうのこうのという報告をする立場にはないと思います。

○宮里洋史委員 それでは事業を遂行するに当たって、今回も弁護士事務所との直接契約が分かったんですけれども、例えばマーキュリー社とかのコンサルティング会社と平安山所長がサインをして契約交わした記憶がございますか。

○平安山英雄証人 全くございません。

○宮里洋史委員 事実として、D C オフィス社が支払っている形を取ってくれというのがこれまでに出ています。ということは、マーキュリー社も含めてD C オフィス社と契約しているはずなんですね。それも記憶にないということ。

○平安山英雄証人 これは恐らくですね、私の事務所と契約したというか、沖縄県との契約ではないかと私は理解しております。

○宮里洋史委員 平安山さんがサインしたかどうかの質問であります。

○平安山英雄証人 私はマーキュリー社とサインした記憶はございません。

○宮里洋史委員 これまで証人尋問の中でコア社もですね、参考人招致の中でも、支出の決裁権者は所長にあると、言っているんですね。要するに何かというと、何のお金を払うにしても、所長の決裁を得て、小切手を振り出していると言ったんですけど、それは事実ですか。

○平安山英雄証人 一切ございません。私は金銭的な事務処理に関わったことは一切ございません。ゼロです。これは沖縄県とワシントンコア社との間で、決裁については、全て処理をされているものと理解をしております。そして私が実際に、この金銭的な処理に関わったということは、私は記憶にありません。

○宮里洋史委員 それでは伺います。食糧費、これは実質平安山さん本人がこの会食をされているわけなので、そういう意味では支払ったことには関わっていると思うんですけども、そのときにやはり会合が多くなって、支払いも日によっては違うわけじゃないですか。それを本庁側と調整という相談というか、こういった内容での確認は取れておりましたか。

○平安山英雄証人 当然これは重要なミーティングについては、誰々とお会いしますよというお話をします。ところが突発的に、東京からメディアのある方がお見えになりました。そういうときに事務所に訪れた方と時間を取ってゆっくりお食事をしましょうかということはありません。ある有名な記者ですけれども、そういう方とお会いするときは当然、沖縄県の規定の範囲内でお食事をして、県にはちゃんと報告をしております。

○宮里洋史委員 私が気になっているのは、報告と平安山さんおっしゃいます。私は今の質問で聞きたいのは、どういった範囲内で県の範囲内で支出しているんですか、というのを本庁の職員とやり取りしましたか。

○平安山英雄証人 私は県の職員でもありませんでした。山里氏がですね、これは県の職員として長年勤めておりますので、大体このミーティングにはほとんど山里氏が同席しておりますので、山里氏がしっかりとした判断でもって、県の規約に違反しないような形でのミーティングだと私は理解をしております。

○宮里洋史委員 それでは山里氏が判断していたということで質問に行きますけれども、平成7年の県の通知ではですね、部長級、県外夕食1万2000円なんです。ただ、2015年6月25日、3人で3万9669円、8月に2人で3万2378円。もう1件ありますけれども、その基準を超えているんですね。この判断は山里氏がされたということによろしいですね。

○平安山英雄証人 この金銭の金額については、私は全く頭の中に記憶がございませんけれども、問題があるのであれば、沖縄県から、これは規約外の支出だよとかいうお叱りがあったりとか指示があったりしたものだとは私は認識をしますが、県からは、その時点では、私に、これは県の規約違反だから、個人のこの規約外の金額について賠償しようとか、そういう話はなかったと記憶しております。

○宮里洋史委員 職員の業務上の経費、調査活動費として委託料が支出しているんですね、既に、実際受けているので。それと財務規則違反の責任は平安山さんを所長として、責任があると思うんですけども、その責任を取る立場にいないという答弁をずっとおっしゃっているのです、明確にですね、どなたと話して、こういったことを進めていたのかというのを誰に指示を仰いでいたのか。

先ほども、課長からこうしたら駄目だよという指摘もあるみたいな話なので、僕らはこういう事務的に、要するにこの違反と指摘されるものが多くなっている、個別具体的に平安山さんがしきりに自分は判断してと言うのであれば、その判断を仰いだ人、知事は報告している人だから判断は対象になっていないと思うんですね。判断を仰いだ、知事公室のどなたかどの役職の方と明確に答弁できますか。

○平安山英雄証人 質問の意味が全く分かりませんが、これはですね、私は一貫して、県の規約内で会食をしたというふうにずっと認識をしております。というのはですね、先ほども申し上げましたけれども、ワシントンで我々と会ってくれるような、我々の会談に興味を示すような者は皆無と言っていいです。そういう中で、皆さんに沖縄県の実情を訴え、理解を得、そして彼らの考えることを、収集して知事に伝えるということですね、大変な仕事なんです。これは我々山里君も含めて、知事から情報発信、情報収集に努めなさいということでしたので、私は知事のそのような指示を真摯に受け止めて、自分のできる限りのことをしたつもりでございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から質疑の趣旨を説明し、平安山証人から食事代が規定の範囲内かどうかは山里副所長がチェックして問題があれば指摘されるはずだがそのような記憶はない旨の発言があった。)

○西銘啓史郎委員 再開いたします。

宮里洋史委員。

○宮里洋史委員 ありがとうございます。

ということは、県側の規約とか支出行為に関しては、私は県庁職員でないから、分からないから、全て山里さんと県の確認もあなたがやってよって言ったという認識でよろしいですか。

○平安山英雄証人 具体的に、あなたがやってよとか、そういうやり取りは記憶にありません。当然ですね、彼は私に言われなくとも県の職員として、私が臨時に雇われた県の職員として、県の規約に違反しないように守ってあげるとい、そういう態度で彼は配慮をして、2年間行動したものと私は記憶してい

ます。

○宮里洋史委員 資金のスキームも含めて、前回もおっしゃってましたけども、税務申告、F A R A 報告、ビザ申請等もありましたけれども、全部ワシントンコア社がやっていて私は知らない、ということをおっしゃってました。もっと言えば、踏み込んで、コア社はもはや隠していたんじゃないかまで言及されてたんですね、前回の証人尋問で、その認識は今も変わりありませんか。

○平安山英雄証人 何を隠していると僕は言ったんですか。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から前回の証人尋問の答弁について説明した。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 私はですね、ワシントンコア社が隠しているも何も、隠す必要があるかというのは分かりません。F A R A というこの登録についても、私は必要があるのかどうかさえ分かりません。これは、弁護士が、私たちがワシントンで活動するについては、このF A R A、フォーリン・エージェント・レジストレーション・アクトという外国の団体を代表する代理する事務所として、このF A R A 登録をして、そして、意見を述べる。それは合法的なこういう活動であるということで、我々を保護するために弁護士事務所がF A R A 登録をして、私はF A R A 登録をしたという事実は伝えられましたけれども、私がF A R A 登録をしたどうのこうのというのは全くございません。分からないんですから。F A R A という存在自体知りませんよ。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、宮里委員から前回の認識と変わりはないかと確認した。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 私の認識は変わりません。

○宮里洋史委員 それではシュルマン・ロジャースにサインをしていたというのは事実としてあります。県は、コア社にシュルマン・ロジャースの弁護士に再委託しているんです。これも事実です。様々なDCオフィス社が関わることを再委託しているんですけども、その再委託に関しても、平安山さんはタッチしていないということよろしいですか。

○平安山英雄証人 法律事務に関することは、一切私はタッチしておりません。

○宮里洋史委員 法律事務ではなくて支出行為なんですけど、そこはいかがですか。

○平安山英雄証人 支出行為についても一切私は関与しておりません。県とワシントンコア社との間でのお金のやり取りだと私は認識をしております。

○宮里洋史委員 最後の質問になりますけれども、やはりサインした事実とか、私たちも委員会の中で事実を積み上げて本日来ています。サインした事実含めてですね、これはもしかしたら故意、または重過失に当たる可能性があるんですね。だけど、平安山さんは常に県の指示を仰いでやっていたと言って、県の職員はアメリカで勝手にやったことみたいな言い方までしているんです。その差を埋めたくて私たちは委員会しているんですね。なので、そのときに、都度都度しっかりと報告をしていた、報告というよりも、やる前に指示を仰いでいた、山里さんが間に入って課長からいろいろ言われたとかありましたけど。なので、明確に知事公室長のどなたとそういった時はやりとりしていたのかというのを覚えていれば、おっしゃってほしいんです。溝が埋まらないので。

○平安山英雄証人 まず、当然これは知事の指示、それから知事公室の管理指示の下に全て私は活動したつもりです。権限もない署名を私がしたのであれば、管理監督をしている知事、知事公室は、あなたは権限がないのに、こういう署名をしているのでこの契約は無効であるので、改めて県は、しっかりとした権限のある者が署名をして、書面なりあるいは契約なりが有効に成立するものと思いますが、全くこの10年間、こういう話は私は聞いたことがありませんので、当然これは県知事、県公室の指示の下に有効な、代理人としての行動、活動したものと私は認識しています。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 よろしくお願ひします。

すみません、2回も証人尋問に来ていただいて本当に申し訳ないです。ありがとうございます。少し質疑の中で気になった点があるんですけども、平安山さんは、もともとこの沖縄で在沖領事館の中でずっと働いていて、あちらは国務省の管轄の中で、本当にずっとやられてきた、その経験だったりとか人脈というのが、恐らく翁長雄志さんの目に留まって、アメリカ現地での交渉役ということで役割が与えられたという認識なんですけれども、実際に現地に行ってみて、平安山さんと副所長である県のプロパーの職員との役割でどのような違いがありました。

○平安山英雄証人 知事から私は直接、ワシントンに行ってくれという話が、ほとんどございませんでした。知事の周辺におられる方々、副知事経験者、これは前にもお名前申し上げましたが、富川副知事、そして元那覇市の副市長の久高将光氏、そして個人で私の幼稚園からの友人である玉城義和県議会前副議長。彼らに、ぜひ協力をしてくれと。彼らもその時点では、ワシントンに県の事務所として設置できる認識だったんじゃないかと思います。だから取り立てて事務所設立、県はできないはずだが、どうして設置するのかなあとかいう話は聞いたことがありませんし、恐らく県議の皆さん方も、10年前には、ワシントンに沖縄県は事務所を設置できないという認識は、なかったんではなかろうかと推測します。

というのは、10年前に私が赴任して、事務所の所長として仕事を始めた時に、県議会で問題になったのは、私のビザの問題と給料の問題と、私が沖縄とワシントンをファーストクラスで飛んでいるという疑惑、この3つは議事録を見れば分かると思いますが、それだけでしたので、もしこの時点でですね、沖縄県がワシントンに県の事務所を設置できないということを認識しておれば、議会ですら、どういう形で設置したんですかという質問が出て当たり前だと思いますが、その時点ではそれがありませんので、恐らくそういう認識はなかったんじゃないかと僕は思います。僕自体も、これはありませんでした。2年前に僕は知ったんです。

○玉城健一郎委員 ありがとうございます。

重ねてもう一回、質問しますけれども、実際に現地に行ってみて、平安山さんの役割は、恐らくこの対米交渉じゃないですけども、要人と会いながら、自分の経験も踏まえた上で沖縄の現状を伝えていく、もしくは相手からの要望だったりとか、考えていることを聞き出して伝えていくという役割をされたと思いますけれども、実際に副所長である県のプロパー職員とはこういった役割を担っていたんでしょうか。

○平安山英雄証人 確かにですね、私30年の国務省の職員としての経験がございましたので、国務省本庁には非常に親しい友人がおりまして、皆さんとは、かなり頻繁にお会いして意見を聞きました。そして、この皆さんのおかげで国防総省の課長クラスともお会いをして、お話や意見交換をすることができました。これは非常に30年間の国務省の勤務のおかげだと私は思っております。山里氏に関してはほとんど90%以上、僕と一緒に行動しておりますので、彼は十分に英語もしゃべれませんし、彼独自に活動をして、動きをするということは、僕の認識ではあまりなかったと記憶しています。ほとんど僕がミーティングをセット、あるいは彼がミーティングをセットしたところに同席をしたというふうな認識です。

○玉城健一郎委員 今回このワシントンの駐在問題というのは本当に、一番は初期の設置する段階での手続だったりとか、書類の不備だったりとか、庁内の決裁がない状況から、このような問題になっていて、その中で、やはり今後新たに設置をしていくだったりとか、今後この問題を踏まえた上で、別のワシントンだけではなくてほかの事務所を立ち上げるにしても、やはり所長だったり副所長の役割というのを明確化していく。例えば今回の例だったら、平安山さんがこの外部から来て所長になったという場合は、県庁の中の状況が分からないわけで、どのような手続をするべきなのか、もしくは国内法がどうなっているのかというのは分からない状況だったと思うんですよ。そういった上で、今後改善していく上で、私的には、決裁手続できていなかったところももちろん改善も必要ですけども、実際に役割というのをしっかり明確化していくというのは必要だと思いますけれども。平安山さんから見て、今回のこの経験を踏まえて、新たに別の事務所を立ち上げるときに、何かこの改善点だったりこうしたほうが良いという御意見はございますか。

○平安山英雄証人 玉城委員のおっしゃるとおりでございます。これはですね、最初からできないことを、知事の政策としてワシントンに事務所を設置すると

いう選挙公約に掲げて、これを実行していくと。歴代の知事、私の知る限りでは玉城県議がおっしゃっていたのは、歴代の知事も、アメリカ合衆国に事務所を設置したいという強い要望があったけれども、どこの地域どの市に誰を送ってこの事務所を動かしていくかということになって、総論賛成各論になると話が止まっていたということでございますが、その時点でも恐らくそれぞれの皆さんですね、沖縄県がワシントンに、あるいはアメリカ合衆国に事務所を設置できないとは考えていなかった、できるものと思っていたと思います。だからできないことをやろうとした、大きなこれは無理があります。無理がある中で、クラカワ弁護士もおっしゃっていましたが、唯一ですね、彼が受皿として可能なのは、Cコーポレーションであると彼が判断されて、これは何も私あるいは沖縄県、司法的な知識がないのに、Cコーポレーションでいけとか、別のものでいけとかいう話にはならないと思います。弁護士事務所はいろんなことを検討しながら、まずはNPO駄目、あるいはSコーポレーション駄目とか、そういう、いわゆる消去法で消されていって、最後に残ったのがCコーポレーションではなかったのかなと。僕は法律の専門家じゃないから分かりませんが、そのように僕は推測します。私のですね、これからもし沖縄県が、改めてワシントンなりアメリカ合衆国に事務所を設置するということであれば、県の事務所としては設置できませんので——例えばですね、ワシントンであればワシントン沖縄県人会というのがあります。ここがもししっかりした法人であれば、その法人に職員を派遣して——ワシントン沖縄協会とか、そういうところに職員を派遣するか、あるいは、そこのいわゆる県人会の会長を所長にして、そうするとビザの問題も一切ありません。これは全くビザの問題もありませんし、そして、沖縄県人会ですので、沖縄の声を代表するという当然資格も持っているアメリカ合衆国は理解すると思います。そういうことも一つの案じゃないかと思います。

そして私はさらにですね、この沖縄県の職員を派遣して、どれだけの仕事ができるかというのは大きな疑問に思います。だから、ジョージワシントン大学のモチヅキ先生あたり、すばらしい先生で、先生は沖縄クエスチョンという勉強会も立ち上げて、沖縄を研究されている人ですので、先生あたりが所長になって、ワシントンこれは大統領府の200名ぐらいの委員の……。

○西銘啓史郎委員長 平安山証人。すみません話が長くなっていますので、そして今回の証人尋問の一覧表の中にはこの将来のことはあまり触れていませんので、個人の見解をなるべく控えるようにしていただいて。玉城委員ちょっと質問の仕方を少し変えていただければと思います。

○玉城健一郎委員 すみません。分かりました。ありがとうございます。

本当に、今回の問題の中で、役割分担だったりとか設置の方法だったりというのが課題になっていく中で、平安山さんの御意見、本当にありがとうございます。

少し私からなんですけども、ぜひ平安山さんたちがこの初代でやってきたネットワークというのが実際、公務のこれまで10年間の中でのワシントンでの活動につながった礎になっていると思いますので、そういったところはぜひ私はとてもすごい評価をしていますので、本当にこれまでありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

下地康教委員。

○下地康教委員 平安山証人、本日は大変お忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。

まず第一に、この問題はですね、ワシントンで設立した会社が、日本国内では県の関連会社として実証されていないのが非常に大きな問題と言われていすね。証人はそれをどのように理解をしているのかちょっとお聞かせください。

○平安山英雄証人 これは法律の問題でございますので、私は全く法律に関する知見がございませんので、そのような私の考え方というものは、その件に関してはございません。

○下地康教委員 それではですね、証人はワシントン駐在当時、御自身の職位、この前は職名と言ってもいいんですけれども、その職責や権限を含めて、どのようなものだというふうに理解していますか。

○平安山英雄証人 私は沖縄県の参事監、部長クラスとして一貫して2年間、2015年の4月1日から2017年の3月31日まで勤めて、そして沖縄県から県の規定に従って給与を頂きましたので、私は一貫して、県の参事監として2年間務め上げてまいりました。

○下地康教委員 そして、ワシントン株式会社の駐在当時ですね、株券や会社設立総会の議事録にサインをしていますね、平安山さんは。その書類は私の手元にあるんですけれども、それは独自の判断によるものでしょうか。

○平安山英雄証人 独自の判断であるはずがありません。まず、私はですね、株式会社であるということ自体、本当に２年前に沖縄県の職員が、僕の英語塾をしている事務所に来て、これは株式会社としての登録ですよ。株式会社としての登録であれば、株券もあるはずじゃないのと、僕が質問したぐらいです。そして実は、１株１ドルの1000株を県が持っていました。そういう話がありました。私は一切その株券を手にしたことも、自分のものじゃないですから持っているはずもありませんし、そういう株式会社という認識もありませんので、沖縄県が私が最初から、株式会社としての認識を持ちながら県に報告しなかったなどというは、僕にとっては心外です。

○下地康教委員 株券を手にしたこともないというおっしゃったんですけども、これ株券にサインをしているんいるんですね。それはどう思いますか。

○平安山英雄証人 株券にサインをしている。株券は県の所有なので、私がサインしているんですかね。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、株券のサインを確認した。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 サインは私のサインであることに間違いありません。そして、この中に、私のサインしている書面は、これは沖縄県が100%、１株１ドルの1000株を所有するということの、私の意思表示としてのサインでありますので、私が内容を全て理解して、そのときにですねサインしたときに理解をして、私はサインをした記憶はありません。本当に。

○下地康教委員 サインをしたというふうにお答えいただいたとおり、理解をしているんですけども、御自身がですね、このサインをするときにですね、県とその件に関して相談はしていましたか。

○平安山英雄証人 私は株式会社設立どうのこうのというのについては全く認

識、知識ありませんし、沖縄県と株式会社を設立するので、私は株主総会をしました。そして、この株式会社のプレジデントと、秘書、つまり、社長と秘書の役割、そして山里君が副社長と会計、ということを担当したという細かい文章を目にした記憶はありません。今見ましたらそのようになっておりますが、私はですね2年ほど前に、2024年の12月に沖縄県の職員が来たときに、平安山さん署名をされていますよと。これ見せてくれと、コピーをくれと言ったらコピーもらえませんでした。そして今確認したらですね、私が社長であり、秘書である。そして山里君が副社長であり、会計であるということがありますが、その話は全く私は認識ありません。

○下地康教委員 私このサインというのはもう非常に重要なものだというふうに理解しておりますけれども、それは、沖縄県はそれを理解しているというふうに平安山さん御自身、思いますか。

○平安山英雄証人 当然沖縄県は理解していたものと思います。というのは、沖縄県が、1株1ドルの1000ドルを出資して、会計処理も県がやっているわけです。私がやっているではありません。だから、会計処理の中で、県は、これは私ども県は、株式会社の株券を1000株、全部相当の株券を保有しているというものは理解してないといけないはずです。

○下地康教委員 その件に関して、サインに関して沖縄県から指示があったかどうかを確認したいんですけど、ありましたか。

○平安山英雄証人 沖縄県から指示があったかどうかは記憶にありませんが、私は当然、弁護士事務所から、これは、法人設立に関わる重要な書類なので処理をしてくれということで、承認署名をしたものと記憶しております。

○下地康教委員 それでは最後にですね、今回平安山さん、答弁ではですね、今回平安山さんの業務においては、米国の要人は日本の外務省以外の外交問題に関しては全く興味がないのが実情だというふうに私は捉えたんですけれども。このような現状があるにも関わらず、沖縄県が行おうとしたアメリカにおける行政行為というのは、現在において妥当な行政行為であったというふうに理解していますか、どうですか。

○平安山英雄証人 私は、これは県知事の政策決定であり、私、県の職員がど

うのこうのという意見を言える立場にはないと思います。私は県の職員として、県の規約にのっとって公務員としての仕事を全うしたのみでございます。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 平安山さんよろしくお願ひいたします。

繰り返し証言されていらっしゃいますが、ちょっと確認させてください。

平安山証人が赴任した当初は、自分のお仕事はアメリカの要人とのアポイントを調整するのが仕事であって、法人設立を伴う事務所設置の必要性については認識もなかったし、そういった相談もなかった、この認識でよろしいですか。

○平安山英雄証人 はい。そのとおりでございます。

○比嘉瑞己委員 一方で、赴任してから5月1日、翁長知事の訪米直前のウェブ会議がありました。それに臨むに当たって、山里副所長からこの法人設立の必要について県に報告をしてほしいということを受けていて、それで平安山証人もその要望に応えるように、この会議の冒頭に法人設立についての報告をしていると報告書にはありました。本庁にはこういった内容を報告したのか覚えていらっしゃいますか。

○平安山英雄証人 法人設立が必要であるということは、私は、ワシントンコア社から受皿として法人を設置することは必要ですよ、ということはしっかりと聞いていたものと思います。そして沖縄県も当然、弁護士事務所とのやり取りがありますので、これは、直接沖縄県の事務所を設置できないので、何らかの形で受皿としての法人を設置するという必要はあるなということは理解していたはずです。

○比嘉瑞己委員 確認してその中で、法人設立の必要性は分かっている。だけどその形態が株式会社であるということは2年前に分かったという話でした。そうすると、このウェブ会議のときにも、この株式会社としての法人設立を必要だというふうに報告をしたのか、確認させてください。

○平安山英雄証人 全く私はどういう形態でこの法人が設置できるかというのは、知見もありませんし、私が言える立場にはありません。弁護士でさえも、

これは国務省に問い合わせをしたところ、NPOでは駄目ですよ、これでは駄目ですよということを言われて、最終的にCコーポレーションに落ち着いたというふうに私は理解をしております。だから、知見もない我々が、この株式会社を設置する準備を進めているとか、こういうことは全くその当時、理解をしておりませんし、あるはずもないと僕は思っていましたので、法人設立は必要だなという認識はあったはずです。

○比嘉瑞己委員 確かに当時、本庁もそして私たち議会も、この株式会社の設立の必要性という認識は私たちもなかった。やはり2年近く前の議会での質問の中で初めて明らかになったことだと思います。それで山里副所長、昨年11月に証人喚問に来られて、このとき、こういったこと言っているんですね。法人設立について、現地の弁護士と相談して、現地の弁護士の提案に沿って組み立てられた。FARA登録を見据えていたので、営利活動は行わないことは意識していた。株式発行が許されてはいるが、それはこの法律事務所の法人が沖縄県の資金で設置されて運営されていることを明示するものだったと記憶している。この事務所が沖縄県の代理人組織だと明示するために発行されているので、第三者に譲渡されることもない。営利活動を行わないという意識が強かったと述べています。平安山証人もこれまでの証言の中で、当時は特殊法人というような認識だという証言をしています。改めて当時のこの法人の認識についてお聞かせください。

○平安山英雄証人 これは確かに比嘉委員のおっしゃるとおり、弁護士事務所の提案でCコーポレーションという形を取られたものというふうに思います。そして、私どもは当然、何らかの法人が受皿として必要だなということは理解しておりますが、どういう形の法人を設置できるのかというのは、私などは知る由もないし、これは弁護士事務所が法律に沿って設置をしていく以外にないと思います。そういうことですので、比嘉委員がおっしゃるとおり、弁護士事務所がこういう形でしか設置できませんよということを県知事にもお話をし、それではもう、こういう形にしようかなとお話しされているんじゃないかなと私は思います。

○比嘉瑞己委員 内容について、県が把握しているであろう、一方で証人も自分は沖縄県の指示に従って職務を全うしてきた、とあるんですけれども、このサインするに当たって、こういう形態だからという細かい説明があって、指示があってサインをしたのか、最後に聞かせてください。

○平安山英雄証人 私は、これは株式会社Cコーポレーションを設立するのでサインしてくれというふうに言われたことはありません。しかし、これは法人設立に向けて必要な書類なので、署名をしなさいという指示でしたので、私は、断る権利ありませんし、これは指示に従うまでです。それしかできません。

○比嘉瑞己委員 ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 はい、平安山証人、よろしくお願いいたします。仲里です。
まず法人設立の件、先ほどからいろんな多々ありましたけれども、内容をちょっと確認させてください。平安山氏は、法人設立にサインはしたと。サインをしたんだけど、内容を把握していなかったということがあったんですけれども、その内容が把握できなかったというのを具体的に教えてもらえないですか。

○平安山英雄証人 私はこの署名をじっくり読んでサインをしたということはありませんし、弁護士事務所から、これは株式会社Cコーポレーションの設立に向けた書類なのでサインをしなさいという具体的な説明があった記憶ありません。

○仲里全孝委員 同意書になっているんですよね。当初の設立者はダニエル・S・クラカワーさんが設立者になって、もちろん平安山氏がプレジデント、山里氏がバイスプレジデント、内容は会社設立について、取締役会議の内容だとか全て書いてあるんですよ。これCコーポレーションとかそういったことで法人組織というふうになっているんですよ。その当時から、この内容は平安山氏はサインをされているんだけど、内容は見なかったということなんですか。

○平安山英雄証人 サインは間違いなく私のサインです。そして、私はこの内容が、実はこれ、つい最近見ましたらこう書いてありました。このクラカワー氏が申請をした書類の中には、フォアプロフィットコーポレーションとなっておりますが、これがどういうものなのかというのは、私は当然この書面から理解できるそういう知見も持っておりませんし、その時点でこれがどういうふう

に動いていくのかということ予測することが全くできないという条件で、書面からは、私はこれは法人組織の設立に向けた申請を、クラカワー氏がされたんだと、あの署名を見て思いました。

○仲里全孝委員 平安山氏はこれ、我々が資料を県側のほうから提供してもらって今資料を持っているんですけども、そこにO k i n a w a P r e f e c t u r e D C O f f i c e , I n c . 明らかに法人組織なんですよ。法人組織の設立に向けての同意書。この同意書に関して平安山氏はこの英文の中身を知らなかったんですか。

○平安山英雄証人 当然、法人組織の設立に向けた書類であるということは認識をしております。逐一私が読んで100%理解をして署名をしたということではありません。

○仲里全孝委員 いわゆる同意書の内容は全て把握しないでサインしたということですか。

○平安山英雄証人 そのとおりです。

○仲里全孝委員 このサインは誰からの指示でサインされたんですか。

○平安山英雄証人 これは、私の理解では、弁護士事務所から法人設立に向けて必要な書類なので署名をなさいという指示を受けて署名したものと記憶しています。

○仲里全孝委員 どの弁護士からの指示なんですか。

○平安山英雄証人 全く覚えておりません。

○仲里全孝委員 先ほど当時の知事から指示がありましたと。というふうに把握をされているんだけど、平安山氏の答弁ですね。当時の知事からの指示はなかったんですか。

○平安山英雄証人 私のワシントンでの活動全ては、沖縄県知事、沖縄県知事公室の指示の下に行われておりますので、もし私が違法に、あるいは権限外で

署名をしたということであれば、県知事、県知事公室からおとがめがあるものと思いますが、全くそのようなことはありません。

○仲里全孝委員 どのように指示を受けたんですか。

○平安山英雄証人 どのように指示を受けたかどうかという記憶にはありませんが、私は自分の理解として沖縄県参事監としてワシントン事務所——設置は当然県知事、県知事公室がやることですが、そこに協力をしてこの事務所を設置できるような必要な書類に署名をして、そしてその設置に向けた動きに協力をするというのは当然の義務であると思いますので、そういう意味で私は文案に署名をしたものと、記憶しております。

○仲里全孝委員 当時の知事ですか、公室長ですか。具体的に教えてください。

○平安山英雄証人 特に知事がこう申し上げました、知事公室長がこう申し上げましたということではなくて、私の認識として、参事監としてワシントンに、お前を送るので、参事監は知事の代理として頑張ってくれという認識で送られたものと思いますので、逐一、私がこれをするのでいいですかとかいう——恐らく重要なことについては報告は私はしているはずですが、クラカワー氏が申請した、この申請の月日とかどこにどう申請したのかという具体的なお話は聞いておりませんので、それを知事に報告、僕からしたことはありませんが、クラカワー氏から、これは直接クラカワー氏へいっておりますので、クラカワー氏と県知事の県の直接契約であると言っていますので、クラカワー氏から県に言っているかもしれませんが、私は当然、県の代理として特に何月何日に知事から署名しなさいとか、公室長から署名しなさいという指示があったということは言えませんが、職務、いわゆる知事の代理としての職務を遂行する中で署名をしたという理解です。

○仲里全孝委員 全ての権限は移譲されていたんですか。

○平安山英雄証人 私はそう理解しております。

○仲里全孝委員 今回の法人設立に関しては、知事からも指示はない、知事公室長からも指示はない、そういう理解でよろしいですか。

○平安山英雄証人 いや、指示があるから私はそういうことをしているわけで、指示があるから、そういうことをしたということです。

○仲里全孝委員 その指示があるからって、だから知事から指示があったんですか、知事公室長から指示があったんですか、誰から指示があったんですかと聞いているんですよね。

○平安山英雄証人 それも申しあげましたように、何月何日に知事から、何月何日に公室長から、という指示は私は記憶にありませんが、私は県の参事監として、知事の代理として、知事が希望しているワシントン事務所の設置に向けた手続に協力をする義務があると、という認識で署名をしましたということです。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、質問と回答の内容について確認があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
仲里全孝委員。

○仲里全孝委員 それは誰からの指示だったんですか。

○平安山英雄証人 知事、知事公室からの指示だと理解をしております。

○仲里全孝委員 当時の知事、公室長は誰からか教えてください。

○平安山英雄証人 当時の知事は翁長雄志知事。知事公室長は、町田知事公室長でしょうね。

○仲里全孝委員 分かりました。じゃ指示があったということですね。あと1点教えてください。前回も平安山さんに確認したんですけども、当時アメリカのワシントンに赴任した場合のビザの種類を教えてください。

○平安山英雄証人 私は前にも申しあげましたが、合法的なビザでアメリカに入国をして、そして、2017年3月31日に帰国するまで合法的なビザでアメリカ

で活動してまいりました。

○仲里全孝委員 ビザの種類を教えてくださいということです。

○平安山英雄証人 前に申し上げましたが、これは個人情報ですよ。個人情報をこの県議会の百条委員会で追及していいものですか。これはまず僕から聞きます。

○西銘啓史郎委員長 証人に質問権ありませんが、説明しますけれども、この費用を県が出したということになっていますので、個人情報に当たらないというふうに私は理解して、B 1 ビザということは確認が取れています。

○平安山英雄証人 私はB 1 ビザで入国をして、2年間、当然私個人でB 1 ビザを申請して国務省の審査を受けて、国務省はこれは適法なビザであるという判断の基にビザを発行しております。私は2年間、B 1 ビザで活動をして、法的に問題がなく帰国しましたので、これは合法的なビザであるものと理解しております。

○仲里全孝委員 分かりました。それは県費ですか。

○平安山英雄証人 これは私、個人が在沖米国総領事館に申請をして、支払いをしました。これは私は何も県から、ワシントンに派遣されるのであれば何の必要もないビザ申請で、当然これは県の責任で県の費用でこれは支払うべきものであると私は理解をします。

○仲里全孝委員 平安山さん、そうすればこのビザの手続費用は県が支払いしたということですね。

○平安山英雄証人 最終的にはそうなりますか。

○仲里全孝委員 B 1 ビザでF A R A登録もされましたか。

○平安山英雄証人 私はF A R A登録については一切関わっておりませんので分かりません。

○仲里全孝委員 F A R A登録の申請書を2015年11月18日、平安山氏自ら申請されているんですよね。申請されていないんですか。

○平安山英雄証人 私の記憶にはありません。私はF A R A登録が必要であるかどうかさえ分かりませんので、私が申請するということは私の中では考えられません。

○仲里全孝委員 もうこれ資料上がっているんですけどね。これ、法人組織が6330で、当時の宜野湾の平安山さんの住所で申請されてサインもされているんですよ。

○平安山英雄証人 そうだね。サインされてる。

○仲里全孝委員 それで聞いている、内容として、いやそんな深くは聞かないんですけど、やっていますよね。

○平安山英雄証人 やっています。私の署名ですよ。

○仲里全孝委員 そうですよ、だからF A R A登録申請されているのか。

○平安山英雄証人 だから僕がしたことになっているわけよね。だけど、僕はF A R Aということ自体僕は分からないわけですよ。実はこのF A R A登録は、私は弁護士事務所が、我々がワシントンで活動するにおいて、法に触れない状況で活動ができるようにということで、弁護士事務所が配慮をして必要な登録であるということで、登録をしたものであると理解しておりますが、もし弁護士事務所からこれは必要な申請であるので、おまえ、証明せよ、と言われたら私はやったでしょうね。

○仲里全孝委員 いわゆるその申請書の内容は把握されないまま、サインされたという理解でよろしいですか。

○平安山英雄証人 おっしゃるとおりです。これは後から私はF A R Aというものがどういうものであるかというのを勉強して、これはフォーリン・エージェント・レジストレーション・アクトといって、外国の団体政府を代理して意見を言える立場にある、そういう機関であるという登録というふうに後で理解

しました。

○仲里全孝委員 このサインは我々も2年近くいろんな勉強をしてね、F A R Aの申請、全ての本申請に間違いはないですよということで、平安山さんがサインしているんですよ。そこに、これまでのいろんな質疑の中でいろんなことがあったと思うんですけども、15万ドルも平安山さん、自ら申請されているんですよ。それで、給与として年間15万ドルの支払があったんですかという質疑なんですよ。

○平安山英雄証人 一切私はこんな金を持ち合わせていることもないですし、私が支払った記憶もありません。これは全て沖縄県が出資をしたものと私は理解をしております。

○仲里全孝委員 平安山さん、国務省に長くお勤めだというふうに聞いています。そうすれば、これ米側の国務省に申請されているわけですから、これ平安山氏が自ら申請されてサインもされているということは、これは虚偽に当たらないですか。

○平安山英雄証人 私はこれは、この時点で虚偽の申請をしたとかという認識も、何しろこのF A R Aということ自体の認識がないんですから、これが虚偽の申請であるとかないとかという認識は、その時点ではありません。

○仲里全孝委員 平安山さん、これ百条委員会ですから、この資料を見ると、先ほどの定款の同意書を見ると明らかに法人組織を設立したのは平安山氏と山里氏が申請されているんですよ。それを、私は申請内容を全然把握していませんというふうに、これ世の中で通りますかね。

○平安山英雄証人 私がこのワシントン事務所を設置する意味がありますか。私がF A R A登録をしなければいけない、そういう立場にありますか。これは、沖縄県の知事が設置をすることを選挙公約として掲げて、そして知事が設置に向けてアメリカの法律事務所と直接契約をして、そしてアメリカの法律事務所は、法律に触れない中で沖縄県の受皿として法人組織を設置する動きをされて、最終的にはCコーポレーションという形に収まって、10年間活動を続けてきたというふうな理解でございまして、私と山里氏がワシントン事務所を設置した、とんでもない話です。私は当然、国務省の職員としてワシントンに行くべきで

はない、という認識でございましたが、友人知人から、沖縄県の少しでも役に立つ仕事をするべきではないかということで、最終的にこれは私は受けた。そういういきさつであって、私がワシントン事務所を設置したというトンでもない話で、これは知事に参事監として、ワシントン事務所をつくるからワシントン事務所の所長として赴任しなさいというふうに言われて行ったという経緯でございます。

○仲里全孝委員 平安山さん、公文書なんですよ。アメリカ合衆国であろうが日本の公務員であろうが、公文書で自ら申請者がサインして移民局に申請することは内容を知らなかった本人が、内容を知らなかったですよと言ったとしても、これは世の中でこういったことは通りますかということなんですよ。

○平安山英雄証人 私はこれは知識がございませんので、弁護士事務所の指導・指示の下に、これを全て行ったものと理解をします。

○仲里全孝委員 以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
当山勝利委員。

○当山勝利委員 今日はありがとうございます。よろしく願いいたします。ワシントンDCオフィスの契約のサインについて、私のほうから確認させていただきたいんですけれども。

知事とそれから知事公室の権限を指示、サインしたというような発言がありましたが、それは記憶に基づく証言なのか、それとも当時の関係性に基づく証言なのかどちらでしょうか。

○平安山英雄証人 当然、これは、再三申し上げており、沖縄県知事が、設置を望まれて設置した事務所であります。そういう中で、私は県の職員として、知事から仕事としてこの事務所を設置するに当たり、協力をする当然の義務があるものと理解をしておりますので、弁護士事務所からこういう、こういうことをするべきです、そういうことじゃないとこの手続は進みませんよと言われれば、これは、弁護士事務所の言葉を信じてそれに従うということしか僕にはできませんので、私は署名をしたものと自分は認識をしております。

○当山勝利委員　ありがとうございます。

　前回の証言の中で、知事あるいは知事公室からこれしなさい、あれをしなさいというような、具体的なことは覚えていないというふうに証言がありましたけど今でも同じでしょうか。

○平安山英雄証人　おっしゃるとおりです。

○当山勝利委員　あと権限を知事なり知事公室の権限を移譲されて、アメリカに渡ったんだという御証言がありました。前回も同じ証言だったと思います。これはそういうふうに認識されたのは具体的に権限を移譲するよというようなことを言われたのか、どうなのか、それとも身分がそうだからそういうふうに理解したのかどちらでしょう。

○平安山英雄証人　この沖縄県の参事監の辞令を受けたときに、知事からしっかりと頑張ってくれという激励の言葉、その中でいろいろ会話があったと思いますが、具体的にはどういう会話を交わしたのかというのは、しっかりした記憶がございませんが、県の職員として、県の参事監として、知事から送られたということは、ワシントンにおいては、これは県を代理する者として職務を全うするべきであるというふうに私は認識をしました。

○当山勝利委員　そういう職を与えられたという関係性の下でそのように判断されたということでしょうか。

○平安山英雄証人　そのとおりでございます。

○当山勝利委員　以上で終わります。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

　新垣光栄委員。

○新垣光栄委員　今までの質疑で理解しましたので取り下げます。

○西銘啓史郎委員長　ほかに質疑はありませんか。

　上原快佐委員。

○上原快佐委員 平安山さん、よろしくお願いします。

○平安山英雄証人 よろしくお願いいたします。

○上原快佐委員 まず、我々、百条委員会で、今まで多くの方を証人尋問として平安山氏以外にも証人尋問してきているんですけども、前回の参考人に来ていただいたのがダニエル・Ｓ・クラカワー氏なんですけれども、クラカワーさんの証人尋問というのは、内容とか、そこら辺は事務局であったりだとかその報道とかで、内容は分かっていますでしょうか。

○平安山英雄証人 クラカワー氏の参考人としての証言については、クラカワー氏は沖縄県と直接契約をされて、法律行為をされたという、そういう認識を私は記事を通して読みました。

○上原快佐委員 なるほど。では事務局を通じて、証人尋問、参考人招致のときの議事録とかというのは事務局から平安山氏にお渡ししていただいているということはないわけですね。

○平安山英雄証人 事務局からも非常に丁寧にこういった未定稿ですけども、こういった話合いが持たれましたよという内容の文面は頂いております。

○上原快佐委員 ではそれに目を通されたと思うんですけども、もちろんボリュームがあるので、詳細に読んでいるかどうかというのはあれですけども、見た中で、ここはクラカワーさんと平安山さんとの認識がちょっと違うなという点はありませんでしたでしょうか。

○平安山英雄証人 １点だけございました。私がＣコーポレーションを進めるように指示したということは全くこれはございません。これはあくまでも法律事務所が消去法でいろんな申請を行いながら、これは駄目、あれは駄目という中で、Ｃコーポレーションしかなかったんで、このＣコーポレーションで法律事務所が申請したものという理解で私はあります。私がＣコーポレーションを選定した、あるいは指示したということではありません。当然、私が事務所を設置する意味もないし、権限もございませんので、これは法律事務所と県知事、県知事公室との間のお話ではないかと思います。

○上原快佐委員 はい、では幾つか認識をお伺いしたいんですけれども、このクラカワーさんの質疑に当たっての御認識なんですけれども、私がクラカワーさんに聞いた中では、クラカワーさんはこのCコーポレーションであったり、Sコーポレーションであったり、NPO法人であったり、様々な選択肢を提示してその中で最も適した法人というのを、最終的には、平安山さん、山里さんに御説明をして、納得していただいた上でサインをしていただいたと。いうことをおっしゃっているんですけれども、その認識でよろしいですか。

○平安山英雄証人 これは私、山里氏に確認をしてやると、私と山里氏とクラカワー氏が直接、契約を交わしたということはクラカワー氏も言っておりませんで、県とクラカワー氏が契約を交わしたという認識でありますので、これは、私は、クラカワー氏は、県としっかりと最終的には、やり取りをした上での結論ではないかというふうに私は理解します。

○上原快佐委員 もうちょっと、今の質疑に関連するんですが、クラカワーさんから、Cコーポレーションであったり、Sコーポレーション、NPO法人、様々な選択肢が説明したというふうにおっしゃっていたんですけど、その説明をされたという記憶はありますか。

○平安山英雄証人 私は全く記憶にありません。

○上原快佐委員 では最終的に、このCコーポレーションを提示したというのは、提示してももちろん納得されて沖縄県と決定しているわけなんですけれども、この会社形態を提示されて納得、どのように理解したのかなと。平安山さんがですね。

○平安山英雄証人 これは私が提示したものでもないし、納得してこれにしないしと同意したわけでもないし、私はあくまでもこれはワシントンにおける沖縄県の事務所の受皿として法人組織を設立したと、いう認識でございます。そして、この法人は当然、もし株式会社であれば営利活動、商品なりサービスなりを、金銭をもって提供して、それから利益を得ると、そして、もし株式会社で私がプレジデント、いろんな役がありますけれども、Cコーポレーションであれば、社長か会長ということになろうかと思いますが、1株も持たない。つまり1株も持たないということは、株主総会において議決権を一切持たないというこういう社長がどこにおりますかと。僕はそういう認識でありますので、

これは、私は最初から、これは特別な沖縄県が設置した受皿としての事務所という認識を今もまだ変わりません。これはこっちから給料ももらったわけでもないし、株式も1株持っていないし、そして営利活動も一切金銭的に活動もしていないということです。私の認識は、これはCコーポレーションという名前はありますが、内容的にはこれは、株式会社というに等しいものだろうかという疑問は今でも持っています。

○上原快佐委員 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。
瀬長美佐雄委員。

○瀬長美佐雄委員 平安山証人、今日はありがとうございました。

○平安山英雄証人 よろしくお願いいたします。

○瀬長美佐雄委員 先ほど設置した目的、平安山さん自身のこの間の経歴と知見を生かして沖縄のために頑張ってくれと言われて、駐在として頑張ったという思いがありました。2年前にこの手続上の本庁の中での手続の不備があったという中で、現在ワシントン事務所、調査委員会が設置されて今日に至っていますが。2年近く前のある報道で、平安山さん自身の映像が私、記憶に残っていて、本来、こういう沖縄問題はしっかりと伝わっていて、沖縄独自で事務所というか駐在を置いておく必要は本来はないんだと、それは本来、沖縄問題がきちっと米国に伝わっていて解決の方向性が見えるのであれば——それがなければ翁長知事が設置したんであろうと、いうふうなコメントがありました。その思いを、今自身もそういう思いなのか、どうなのでしょう。

○平安山英雄証人 全くそのとおりでございます。瀬長委員のおっしゃるとおり、これは僕の判断ではなくて翁長知事の判断で、翁長知事は沖縄の声がワシントン、そして東京にしっかりと伝わっていないので、直接じかに沖縄の情報をワシントンのコミュニティー政府機関に発信をして理解をしてもらって、少しでも沖縄がよくなるようにとの思いで、政策として、これは通常できないことをやろうとして、しかしこの当時は知事はできないと思ってなかったんじゃないかと思いますね。これはワシントン事務所、東京事務所と同じように設置できるものと考えて公約に掲げて、私はワシントンに事務所を設置しますよと

言われたんではないかと思います。それは別にして、いわゆる認識不足、知識不足からスタートしたものが、いろいろ問題を発生させたのではないかと思います。設置の知事の目的は——私は知事ではありませんから分かりませんが、沖縄のこの厳しい困難な状況をワシントンにしっかりと伝える必要があるということで、ワシントンに事務所を設置したものだと思います。私は沖縄県は特別な県であって、外務省は、沖縄には沖縄事務所に大使を派遣して沖縄の声を吸い上げて、できるだけそのワシントン、東京に声を届けようということをされておりますので、沖縄県がワシントンに事務所を置いて、いわゆる外交の権利はないにもかかわらず外交の動きをするというのは、知事としては必要なものだとして、設置を公約に掲げられたんではないかと思います。

○瀬長美佐雄委員 行政機関が、他国にそういった駐在も配置してでも取り組むと。それは公約でもあり、政治家の政治判断で必要だと思って設置されたし、自分はそういう思いにこたえて頑張ったということだと思いますし、この間、少なくとも2年間活動されて、法的に問われるようなことも一切なかったということも先ほど伺っています。実は、平成27年度に平安山さん頑張って、米政府関係者との面談件数でいうと190件、面談されたと。令和3年には後輩が引き継いで1071件の面談実績を上げるまでになってきています。この間G A Oであったり、あるいは連邦調査局とか、という中で辺野古基地問題、普天間基地問題、あるいはP F O Sの問題、様々報告書が出されています。その中で一定沖縄の問題が認識深まったということであれば、このワシントン事務所の果たしている役割、意義は大きいと私は思いますし、再開準備を進めるという意向も伺っていますが、平安山さん自身がやはり自らの経験とそのあとの成果を踏まえて今後ワシントン事務所やはり必要性があるというふうに立っているのかどうなのか最後に伺います。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、西銘委員長から質問内容が証言を求める事項から外れている旨の指摘があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。
平安山英雄証人。

○平安山英雄証人 私は、ワシントンに事務所を置くことで、できること、そ

して沖縄においてはできないこともあると思います。私が非常にありがたく思うのは、ワシントンに事務所を置いて活動したおかげで、ジョージワシントン大学で開催されたモンデール副大統領を顕彰するシンポジウムがありまして、これは300名の招待ベースで、そのときには、バイデン大統領は副大統領でしたが、バイデン副大統領とファインスタインカリフォルニア州選出の上院議員がパネリストになって、モンデール副大統領を顕彰するというそのパネルがございましたが、こういうところに参加をして、さらに昼食会では、国務省、国防総省の方々と席を同じくして昼食を取って、その中で沖縄の窮状、沖縄は実は1%に満たない県土に在日米軍の70%が集中しておりますと、これは大変大きな負担ですと、というふうにお話をしましたところ、国務省の職員はできるだけ我が国務省としては軽減できるように努めましょうというお話もいただきましたし、そういうところ。それから元国防次官補のグREGソン中将と実は私どもが県の部長クラスが会えるような人ではありません。県知事レベル、そういうレベルでしか会えない人がワシントンにいたおかげで、恐らく3度ぐらいでしたかね、彼と一緒に昼食をして沖縄県に対する彼の思い入れを聞くことができたりと、そういう経験は事務所がないとこれはできない話ですので、そういう意味では、あればあったでそれなりの成果は期待できるんじゃないかと思えますし、またなければないで、これは正式なルートでは、沖縄県には国務省、アメリカ総領事館という政府の機関がありますので、知事は頻繁に米国総領事とお会いして意見交換をして沖縄の窮状を訴えれば、アメリカ総領事館はDARというまして、デイリー・アクティ・ビティレポートといって、日々の――。

○西銘啓史郎委員長 証人少し短めに、もうそろそろお願いします。

○平安山英雄証人 やっております。正式なルートとしては、アメリカ総領事館であり、外務省沖縄事務所ですので、そういうところを考えますと、向こうに事務を設置するというのは、多少無理があるのかなということは思いますが、知事の判断で知事がどうしてもやるというんであれば、頑張ってみたらいいんじゃないでしょうかね。

○瀬長美佐雄委員 ありがとうございます。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、委員長から権限はなかったという答弁と権限委譲されてい

たという答弁があるため、平安山証人に確認したところ、権限は委譲されているが、独断で判断できる権限はなかったと述べた。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

以上で平安山証人に対する尋問は終了しました。この際平安山証人に対し委員会を代表して一言お礼を申し上げます。本日はお忙しい中、御出席いただきまして心から感謝申し上げます。平安山証人、ありがとうございました。

○平安山英雄証人 ありがとうございました。

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

平安山証人はどうぞ御退席ください。

(休憩中に、事務局から山里氏の証人喚問の調整状況を説明したところ、大浜委員と高橋委員から証人として出席を求めることは、非常に難しいのではないかとの意見があった。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

お諮りいたします。去る3月23日の本委員会において決定いたしましたワシントン駐在初代副所長山里永悟氏の証人尋問の実施につきましては、休憩中に御協議いたしましたとおり、諸般の事情によりこれを取り消すことといたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 御異議なしと認めます。

休憩いたします。

(休憩中に、個人情報の取扱い及び今後の日程について協議。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。1時半めどに理事会を開くように、また事務局から連絡させますので、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

休憩いたします。

午後 0 時 32 分休憩

午後 2 時 0 分再開

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

まず、御報告申し上げます。

先ほど午後 1 時 30 分から理事会を開催いたしました。与党の新垣光栄委員から、持ち帰りをしたいということで、先ほど電話をいただきまして、野党側からの提案している追加の証人尋問、それから所管事務調査等については賛成いたしかねるという返事をいただきました。

ということで、この後の進め方ですけれども、上原快佐委員も欠席されておりますけれども、採決をせざるを得ないかと思っておりますけれども、何か御意見はありますか。

比嘉瑞己委員。

○比嘉瑞己委員 紙で頂いたんですけれども、この中で清算手続に関する項目も含まれていると思うんですけれども、これは百条の調査対象になり得るのか、事務局どうですか。

○下地広道政務調査課長 はい。清算手続というちょっと漠然とした感じではあるんですけれど、一応ワシントン駐在問題に関することというのが本会議の議決がありまして、それを少し具体化した形で要領の中で調査項目が 5 項目が入っております。

その中で、「資金の流れに関すること」ということがありますので、その範疇の中で見えることはできるのかなというふうに今事務局は考えているところです。

確かにダイレクトな項目ということではないんですけれども、各項目に照らし合わせていくと、恐らくその資金の流れといったところとの関連ということで考えられるのではないかというふうに考えております。

○比嘉瑞己委員 あくまで資金の流れという意味ですよ。

もう一つ、今執行部に記録の提出を求めているけれどもそろっていない。この提出が遅れている理由について、執行部は何と言っているんですか。

○下地広道政務調査課長 はい。提出が遅れていた3つのメールうち2つが今回出てきたというところでございます。

残りの一つは、本庁と駐在とのメールのやり取りということで、これが3年間分になっていて、内容のボリュームが多くてその精査に時間がかかっているということで、できたものから先にお出しするというので先の2つが出てきたというところでございます。

○比嘉瑞己委員 最後に委員長なんですけれども、このように出ているんですけれども、さっきスケジュールのイメージも示されたんですけれども、これやると日程調整等々もあって、到底6月議会に間に合わないのではないかなと思うんですけれども、その点はどう考えていますか。

○西銘啓史郎委員長 まず、委員長としてはですね、冒頭、全体的なスケジュールはお話のとおりで開会日にやりたいということもありました。

私としては日程的に厳しければ、最終日とかいろんな形もいいのではないかなという話もしましたけれども、とりあえず開会日に間に合うように準備を進めたいと思いますと事務局からあったので、これは並行的に、例えばこの委員会、証人喚問または調査事項でやるから、1週間ずつずれるかということとそうではなくて、今準備できるものは準備させようと思っています。

ですから、15日にはある程度の委員会を開く、15日までにできたら開きたいんですけれども、大幅にずれることがないように、事務局の協力も求めたいと思っています。

○比嘉瑞己委員 これ、今のは6月中にはできるという意味ですか。

○西銘啓史郎委員長 もともと3月の予定がずれましたので、皆さんの御協力を得て、御理解を得て、6月議会には最終報告書を出すということですね。これが初日なのか、ちょっとずれるのか、7月13日まで会期ありますけれども、6月議会中には出すべく、事務局とは調整したいと思います。

○比嘉瑞己委員 委員長からは同時並行といったんですが、ただこの審査をやると、せっかく書いた報告内容も覆る可能性もあるわけでしょう。事務局その作業できるの。

○下地広道政務調査課長 あくまでたたき台ということで、今出そろっている論点とか、証言の限りで書き込んで準備していているところです。

今回の追加のもので、どのような新たなものが出てくるのか分かりませんが、そこは急ぎその整合性を確認しながらですね、反映できるものは反映するというふうには考えています。

ですので、委員長もおっしゃっていましたが、一応最短のスケジュールということで、先ほどお示したその議会の冒頭初日というのが一つあります。そこに向けて事務局も追加の分の反映もしながら、何とかまとめ上げられればと考えてはいます。

ただ、現実的にちょっと内容が相当大きく変わるようであれば、それはそれなりに反映に時間が少し要するというので、初日のほうでは間に合わなくなる可能性もありますけれど、ただ事務局もそこに向けてですね、鋭意やっていたいというふうには考えています。

○西銘啓史郎委員長 委員長としても、例えば1番最初からある程度の骨子はもう、あれしようと。例えばビザに関する事、この5項目ありますよね、会社設立の経緯とか、こういった調査事項にのっとって、報告書をまとめると。その中で例えば3番のビザ取得に関する事というの、ある程度、今現在分かっている事実を原案としてつくっておいて、そしてこのビザのことが、再度もし今日、仲里前所長を求めて、ビザのやり取り、弁護士のやり取りを確認できたら、その報告書で一部変わるというふうには私は委員長としては理解をしますので、同時並行的に進めざるを得ないのかなと。これが出るまで一切、報告書ができないかという、たたき台は、極力事務局の協力を得て、15日までは皆さんの手元に出せるようにしたいとは思っています。

○比嘉瑞己委員 私から以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに。

玉城健一郎委員。

○玉城健一郎委員 この弁護士の参考人って、アレックス弁護士を参考人として呼ぶというふうになってきた場合は、またこの前回通訳とのあれもやったし、オンラインでもやりましたが、手続的にはまた同じように外務省を通してという形になるんですか。

○下地広道政務調査課長 はい。今お伺いしている限りでは、オンラインという形式ではなくて、文書で照会をして回答いただくということをお聞きしています。

ただちょっとこれも外務省には確認しないといけませんけれど、そういう範疇のものを、再度前と同じような手続を踏む必要があるのかというのは確認が必要かと思います。

あと前回まさに、ちょっと前例のないパターンでしたので、外務省も大分時間かかったんですけれど、今回同じようなパターンでということであれば前回よりは時間がかからない形ですね、手続を踏むにしても、時間取らない形で、スムーズにできるのではないかなというのは、ちょっと考えているところです。

○玉城健一郎委員 私からは以上です。

○西銘啓史郎委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

では、進行したいと思います。

それではまず、1点目ですけれども、仲里和之氏を証人として本委員会へ出頭を求めることについて採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

仲里和之氏を証人として本委員会へ出頭を求めることについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○西銘啓史郎委員長 挙手多数であります。

よって、仲里和之氏を証人として本委員会へ出頭を求めることについて決定されました。

次に、執行部に対する質疑を行うため、知事公室長等の出席を求めることについて採決いたします。

本件は挙手により採決いたします。なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

執行部に対する質疑を行うため、知事公室長、基地対策課長に対して出席を求めることについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○西銘啓史郎委員長 挙手多数であります。

よって、さよう決定いたしました。

次に、参考人への意見照会を行うことについてを採決いたします。

本件は挙手により採決いたします。なお、挙手しない者はこれを否とみなします。

お諮りいたします。

アレックス弁護士を参考人として意見照会を行うことについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○西銘啓史郎委員長 挙手多数であります。

よって、アレックス弁護士を参考人として意見照会を行うことについて決定されました。

次の日程ですけれども、もう恐らく皆さんゴールデンウィーク明けはまたいろいろ予定はあるかと思えますけれども、極力早めに開催したいと思えます。もちろん証人の方の日程もありますけれども、日程については委員長に一任していただいて、事務局から皆様に御連絡させていただくことでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○西銘啓史郎委員長 休憩いたします。

(休憩中に、徳田委員から令和8年4月28日付の執行部提出資料記録3の4ページ分の黒塗り開示要求の提案があったため、協議した。)

○西銘啓史郎委員長 再開いたします。

進行上、これまでもう一度持ち帰って皆さんの意見を聞いてという、もう時間も余りないので、できたら資料開示の請求については、この今の場でお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

決して強引に進めるつもりはなくて、緊急性を要するということで。

お諮りいたします。

今、宮里委員、徳田委員から提案のありました、仲里さんとアレックスさんのメールやり取りの2ページ、19ページ、20、21ページの4ページ分の黒塗りの部分を開示してほしいということを請求することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○西銘啓史郎委員長 挙手多数であります。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、予定の議題は終了いたしました。

委員の皆さん、大変お疲れさまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員長 西 銘 啓史郎